

「味工房うめきん」より お客様へお便りを 発行することにしました。



第26号平成29年8月  
発行：有限会社 梅金  
責任者：代表 梅村順一  
岡崎市石原町字市場78-1  
TEL 0564-83-2034

## ○平成29年食品衛生講習会に参加！

条例により食品衛生責任者は、2年に一度の講習会受講が定められています。昨年、弊社は食品衛生責任者を設置したことから、より意識を高めるために本年度も食品衛生講習会を受講することになりました。食品に関する安全と安心の意識付けと衛生管理は、経営者のみでなく従業員と共に認識し合うことが大切です。衛生管理の運営要領を作成し日々記録を残す。また、食品取扱者の健康状態の把握を怠ることはできません。弊社は、引き続き衛生管理要領を従業員全員に伝え実践していきたいと思っております。

平成29年6月、岡崎市食品衛生協会に加入することといたしました。学校給食協会への納品を始めるにあたり、衛生管理の徹底がより一層求められています。そこで、岡崎市の食品衛生協会に加入し、意識を高めることを目指しています。つぎに食の安全を守る為国際水準となっているHACCP(ハサップ)関連講習会にも参加して内容の把握と導入促進を図る為に、協会のサポートを頂きながら積極的に推進していきたいと考えています。



## ○食品表示法に基づく食品表示の改正

2015年4月1日、食品表示法が改正されました。新法は、現行の法律(JAS法、食品衛生法、健康増進法)の義務表示の部分を一つにしたもので、一元化にあたって、消費者庁はより安全でわかりやすい表示を目指して、制度の見直しを行いました。さらに、新法のもとで機能性表示食品制度も導入されます。

新法の大きなポイントは、加工食品の栄養表示が義務化されること。ナトリウムの表記も食塩相当量に変わります。他にも一括表示欄の表示項目が細かく見直され、製造所固有記号、アレルギー表示、原材料と食品添加物の区分などのルールが変更されます。加工食品等の新ルールへの経過措置期間は5年あり、徐々に新ルールへと移行していくことになります。食品表示は事業者と消費者をつなぐ大事な情報伝達手段です。消費者の皆さんが、表示からの情報を読み取って、安全で適切に活用できるようお手伝いしていきたいと思っております。

### 3つの法律から食品表示の規定を統合

